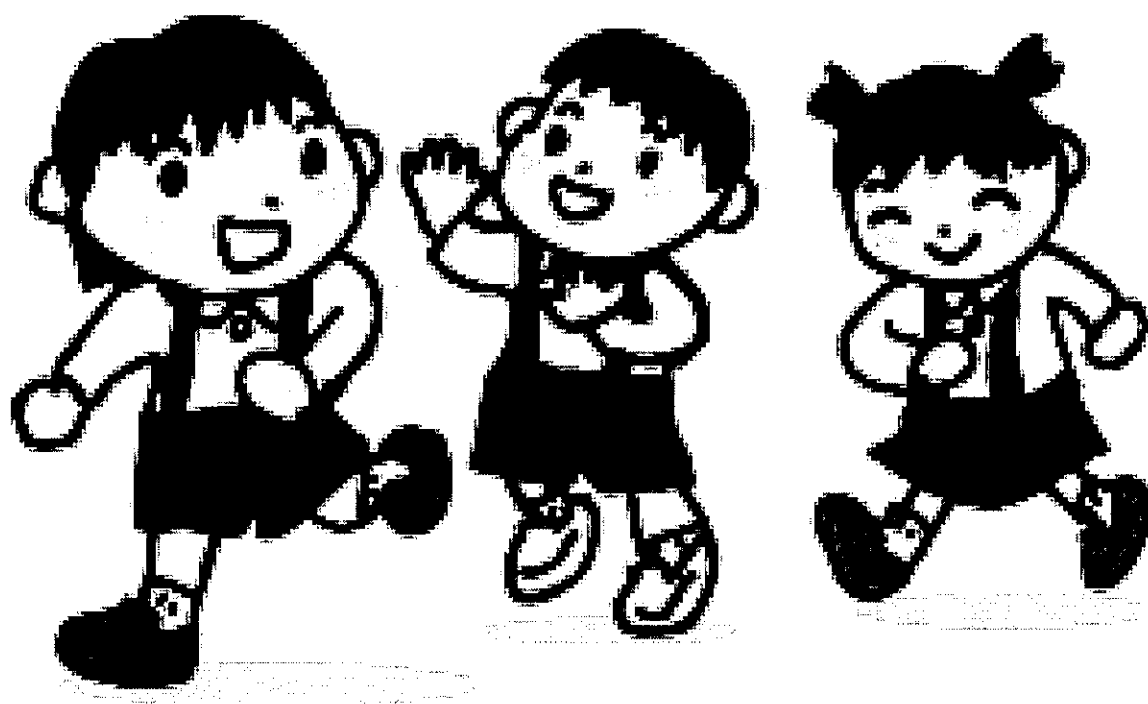


保存版

※令和 6 年 2 月改訂

しゅう がく しょう れい ひ
就学奨励費のしおり



北海道七飯養護学校

このしおりは、本校在学中は保管願います。

「就学奨励費のしおり」もくじ

表紙	1ページ
特別支援教育就学奨励費について	3ページ
Ⅰ 就学奨励費の申請・手続きについて	
1 就学奨励費の申請手続きについて	4～5ページ
2 就学奨励費の提出書類の年間スケジュール	5ページ
Ⅱ 就学奨励費について	
1 支給の時期～いつから支給されますか？～	6ページ
2 支給の方法～どのような方法で支給されますか？～	6ページ
3 就学奨励費の支給額の決定～支弁区分について～	7ページ
4 仮支弁区分(支弁区分が決まるまで)について	8ページ
5 就学奨励費の精算(返納・追給)について	8ページ
6 校長への受領等の委任(委任会計について)	9ページ
就学奨励費が支給となる経費	10～15ページ
レシート・領収書を提出する申請について	
(1)申請が必要な経費	16ページ
(2)申請方法	16ページ
(3)申請の際に注意すること	17ページ
(4)申請から支給までの流れ	18ページ
(5)申請書の受付期間と支給(予定)について	18ページ
～レシート・領収書は捨てないでください！！～	19～20ページ
レシート等に不備がある場合、経費が支給できませんので、御確認ください	21ページ
領収書・レシートを提出する申請の例外	22ページ
領収書・レシートについて	23ページ
就学奨励費(通学費・帰省費)についての留意事項	
1 就学奨励費(通学費・帰省費)に係る申請について	24ページ
2 就学奨励費(通学費・帰省費)に係る自家用車について	24ページ
3 「自家用車利用願」を申請した後に住居変更をした場合について	25ページ
4 通学方法について(通学生のみ)	25ページ
5 通学費・帰省費に係る住居について	25ページ
6 公共交通機関(JR・バス等)の利用について	26ページ
7 公共交通機関を利用する際の支給方法について	26ページ
8 公共交通機関に係る定期乗車券について	26ページ
9 「交通機関利用届」を申請したあとに住居変更をした場合について	27ページ
10 公共交通機関利用時の交通系ICカードについて	27ページ
11 市町村による交通費助成制度について	27ページ
実費申請の支給対象品目について	28～33ページ
☆五十音順品目別支給対象・非対象品目早見表	34～38ページ
就学奨励費支給対象経費一覧	39ページ

○ とくべつ し えんきょういくしゅうがくしょうれい ひ 特別支援教育就学奨励費について ○

特別支援教育就学奨励費とは？

【就学奨励費の目的】

特別支援学校等へ就学する児童生徒の特別な事情を考慮し、その就学に必要な経費の一部を家庭の経済状況等に応じ、国及び北海道が負担・補助する仕組みです。

保護者等の経済的負担を軽減し、特別支援教育の普及奨励を図ることを目的としています。

国及び北海道は、関係法令や事務処理等について規定を定め、就学奨励事業を実施しています。

目的外使用の禁止と公的給付

就学奨励費は、特別支援教育の普及奨励を目的に支給されます。

目的外使用は禁止されています。

また、就学奨励費の支給対象の経費であっても、その部分について他からの給付（公的給付）を児童生徒が受給している場合は、就学奨励費は支給されません。

し べ ん く ぶ ん 支弁区分について

就学奨励費を申請すると、支弁区分が決められます。

支弁区分は、保護者の世帯の経済的状況（収入・居住地など）や家族構成（年齢・人数）などに応じて決定されます。

収入の少ない方から、第1区分・第2区分・第3区分の3つに区分され、就学奨励費は支弁区分に応じた割合で支給されます。

※ 詳しくは、「3 就学奨励費の支給額の決定～支弁区分について～」（7ページ）を御覧ください。

就学奨励費の申請・手続きについて

1 就学奨励費の申請手続きについて

就学奨励費の受給を希望される場合は、年度ごとに校長に対し経費の受給の申請が必要です。

また、就学奨励費は実費に基づき算定し支給されます。そのため、保護者は実費を校長へ申請する必要があります。（一部経費については、保護者による実費の申請が不要です。）

保護者の申請がなければ、支給対象となる経費であっても就学奨励費は支給できません。 受給を希望される場合は、必ず申請をしてください。

なお、就学奨励費は、経費の全部又は一部の受給を辞退することができます。

就学奨励費は大まかに次の3点の申請手続きがあります。

- ① 1年間就学奨励費を受給するために4月に行う申請
- ② 交通費（通学・帰省費）の申請（4月、変更時随時）
- ③ 領収書・レシート等の提出が必要な経費を受給するために行う申請

① 1年間就学奨励費を受給するために4月に行う申請

毎年度4月上旬、保護者の皆様には就学奨励費を受給するための申請書類等の提出をしていただきます。学校から配布される書類一式に記入押印の上、提出期限までに学校へ提出してください。

② 交通費（通学費・帰省費）の申請（4月、変更時随時）

交通機関や自家用車を利用して通学・帰省を行う場合に支給されます。

※ 自家用車の場合、使用距離が片道2 km以上の場合に支給としています。

①の申請と一緒に、「交通機関利用届」「自家用車利用願」「自家用車の車検証の写し」等を提出していただきます。その他追加書類が必要となる場合は担当者より連絡します。

通学生の場合は「自家用車利用願（通学費）」、寄宿舎生の場合は「自家用車利用願（帰省費）」とそれぞれ申請様式が異なりますのでよく確認していただき、提出してください。

※ 就学奨励費は他の支援・助成制度と重複して支給することはできませんので、通学・帰省時にお住まいの市町村等で行われている交通費助成利用をしている場合は就学奨励費の支給が調整されます。そのような制度をご利用されている場合は必ず事務室までお知らせください。

☆ 次のようなケースが発生したときは、届出（申請書の提出）が再度必要となりますので、必ず事務室までご連絡をお願いいたします。

ア 転居した場合。

イ 通学・帰省の方法を変更した場合。

ウ 買い換え等で、利用する自家用車を変更した場合。

エ 車検を更新した場合。

③ 領収書・レシート等の提出が必要な経費を受給するために行う申請

次の経費について支給されます。

「寝具購入費」 (各学部新1年生及び3年以上使用し破損等により支障があるもの)

「日用品等購入費」(寄宿舍生対象)

「学用品・通学用品費等購入費」

「新入学児童生徒学用品・通学用品等」(新1年生のみ対象、生活保護受給者はお住まいの自治体から入学準備金が支給されることがあり、就学奨励費と重複支給できないため保護課担当と相談の上申請してください。)

年に3回、申請時期を設けています。申請時期になりましたら別途通知いたします。

対象となる品目については、28～38ページをご覧ください。また、各経費には限度額があります。限度額については、39ページに掲載しております。年度途中で変更があった場合は、その都度お知らせいたします。

2 就学奨励費の提出書類の年間スケジュール

「特別支援教育就学奨励費」(就学奨励費)は保護者の皆様からの申請を基に支給するため、申請(書類を提出)することが大切です。

就学奨励費に関係する手続き・提出書類の年間スケジュールは次のとおりです。

この他に、交通費(通学費・帰省費)に関係すること(住所変更など)は、変更の都度書類の提出が必要です。

【1学期】

4月

就学奨励費の受給申請に関わる書類一式を学校へ提出。

締切日 新1年生 4月 1日
 在 校 生 3月 22日

6月

18歳以上の世帯全員分の所得(課税)証明書を提出。
※ 18歳以上の方は収入がない場合も提出が必要です。
案内文書にて提出日をお知らせします。

7月

第1回(1学期分)領収書・レシートの提出が必要な経費の申請書を提出。
案内文書にて提出日をお知らせします。
※ 28～38ページを参考にしてください。

【2学期】

11月

第2回(2学期分)領収書・レシートの提出が必要な経費の申請書を提出。
案内文書にて提出日をお知らせします。
※ 28～38ページを参考にしてください。

【3学期】

2月

第3回(3学期分)領収書・レシートの提出が必要な経費の申請書を提出。
案内文書にて提出日をお知らせします。
※ 28～38ページを参考にしてください。

Ⅱ 就学奨励費について

1 支給の時期 ～いつから支給されますか？～

原則として就学奨励費は、保護者の世帯の経済的状況（収入・居住地など）や家族構成（年齢・人数）などに応じて「支弁区分」を決定し、それを基に算定して支給されます。

支弁区分は例年5月下旬以降より市町村で発行される「所得証明書（市町村・道民税所得（課税）証明書）」に基づいて決定されるため、支弁区分が決定するまでの期間は、就学奨励費の支給を一時保留することになります。

ただし、給食費・寄宿舎食費については、4月当初（在校生は3月中旬）に提出していただく（源泉徴収票や確定申告書や年金通知書のそれぞれの写しなど）を基に仮の支弁区分を決定し、支弁区分の決定まで概算額で支給するため仮支弁区分と支弁区分が変更になりましたら、後日、すでに支給された額と確定した額との精算（追給・返納）が必要となります。

詳しくは「4 仮支弁区分（支弁区分が決まるまで）について」（8ページ）を御覧ください。

2 支給の方法 ～どのような方法で支給されますか？～

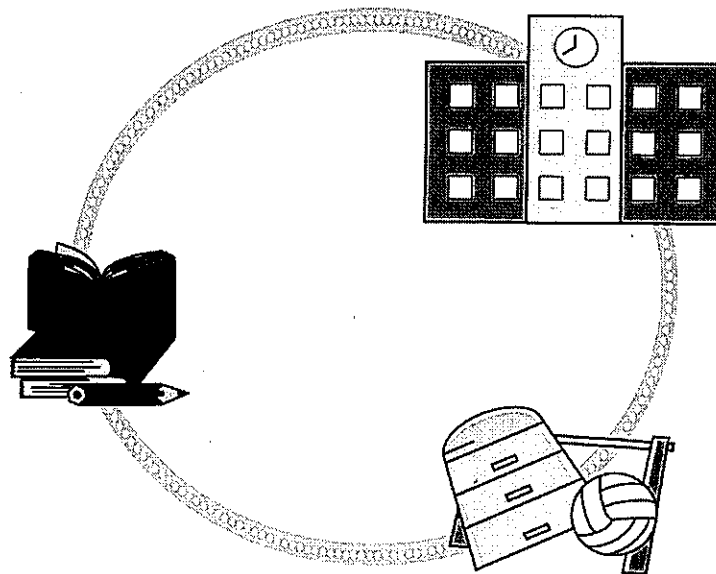
保護者からの申し出により、口座振替により支給します。

口座振替に利用できるのは、金融機関等の預金口座です。

口座振替の場合、支給予定日に金融機関での手続きを行うため、実際に口座へ入金されるまで日数がかかることがあります。

なお、申出口座の銀行・支店・口座番号等が統合などの理由で変更となる場合は、就学奨励費の振替ができなくなるケースも起こりますので、必ず事務室へ連絡してください。

また、原則として保護者名義の口座で届けてください。児童生徒の口座に振り込むことができませんので御留意ください。



3 就学奨励費の支給額の決定～支弁区分について～

就学奨励費は、年間限度額の範囲内で保護者等が負担した実費に基づき、「支弁区分」に応じた割合で支給されます。

支弁区分は、保護者の世帯の経済状況（収入・居住地など）、家族構成（人数・年齢など）に応じて決定され、収入等の少ない方から第1区分、第2区分、第3区分の3つに区分されます。

各支弁区分の決定基準と支給割合は次のとおりですが、経費によって異なります。

支弁区分	支弁区分の決定基準	支給割合（原則）	備考
第1区分	世帯の収入額が生活保護基準需要額の1.5倍未満 または生活保護受給者の場合	支給限度額の範囲内で実費の全額	生活保護費受給の場合は、調整の上支給します。
第2区分	世帯の収入額が生活保護基準需要額の1.5倍以上2.5倍未満	支給限度額の範囲内で実費の全額もしくは半額	一部経費は支給割合が異なります。
第3区分	世帯の収入額が生活保護基準需要額の2.5倍以上 又は就学奨励費の一部の受給を辞退する場合	原則、支給はありません。 ※経費により支給になる場合があります。	一部経費は支給割合が異なります。

※ 児童福祉施設等に入所して措置費・療育の給付を受けている場合は、原則として就学奨励費は支給されません。

世帯の収入月額、原則として前年の世帯全員の収入の合計に基づき決定します。

支弁区分決定のためには、「特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・需要額調査」と世帯全員の収入状況を証明する書類（所得（課税）証明書）が必要です。「所得（課税）証明」の提出に係るお知らせは5月下旬頃お知らせします。

この調査等により、北海道教育委員会の委任を受けた校長が、支弁区分を決定します。

（例）モデルケース

家族構成（前年の12月31日現在）

父 43歳 会社員
母 42歳 パート
生徒（本人） 15歳 七飯養護学校中学部3年
弟 12歳 函館市立亀田小学校6年

生活保護基準額 201,873円とします。

※この生活保護基準需要額は、世帯の人数、年齢構成、居住地の市町村等で金額が変わります。

詳しくは厚生労働省のホームページにて御確認ください。

年間所得 ※1 (世帯全員の収入の合計)	所得控除 ※2	所得額 年間所得－所得控除÷12	収入額／需要額 (決定基準)	支弁区分
400万円	610千円	282,500円	1.39倍	1区分
600万円	896千円	425,333円	2.10倍	2区分
800万円	1,217千円	565,250円	2.80倍	3区分

※1 「年間所得」とは、所得証明書（市・道民税（課税）証明書）で証明されている所得額です。

※2 「所得控除」は、所得証明書（市・道民税（課税）証明書）で証明されている控除の『社会保険料』『生命保険料』『地震保険料』『ひとり親控除』です。

4 仮支弁区分（支弁区分が決まるまで）について

4月当初は、前年分の所得（課税）証明書（例年5月下旬以降発行）がまだ発行されていないので、支弁区分を決定することはできません。

原則として、支弁区分が決定されるまでは、就学奨励費の支給を保留することになりますが、学校給食費および寄宿舎食費については、仮の支弁区分（仮支弁区分）を決定し、4月から先行して就学奨励費を支給します。

仮支弁区分の決定は、4月当初（在校生については3月中旬頃）に御家庭から提出していただく、収入状況を確認するための書類（源泉徴収票や確定申告書や年金通知書のそれぞれの写しなど）を参考に決まります。

5月下旬ごろ（函館市以外の方は6月中旬ごろ）に追加提出していただく「所得証明書（市町村・道民税（課税）証明書）」により正式決定した支弁区分が、仮支弁区分と異なる場合、つまり「支弁区分の変更」があった場合は、仮支弁区分ですでに支給した額と、正式に決定された支弁区分で本来支給すべき額との間に差額が生じますので、その差額の精算が必要になります。

例1 （仮区分）第1区分→（本区分）第2区分に支弁区分が変更

仮支弁区分ですでに支給した額が本来支給すべき金額を超えているので、その差額を返納（返金）していただきます。

例2 （仮区分）第2区分→（本区分）第1区分に支弁区分が変更

仮支弁区分ですでに支給した額が本来支給すべき金額に満たないので、その差額を追加して支給します。

支弁区分の変更に伴う精算が必要となった場合は、別途学校よりお知らせします。

5 就学奨励費の精算（返納・追給）について

次の場合はすでに支給した就学奨励費と本来支給すべき金額との差額の精算が必要となります。

(1) 年度途中で就学奨励費の対象校以外から転入した場合。

年間支給限度額を12で割り、在籍した月数に応じて限度額を計算します。

(2) 北海道教育委員会より通知される年間支給限度額が、前年度から変更されており、支弁区分決定前に支払われた経費がある場合。

（例：見学旅行・宿泊研修で支払われた経費など）

就学奨励費の年間支給限度額および支給割合は、その年の6月頃に北海道教育委員会より通知されます。したがって、通知以前に就学奨励費を支給する際は、前年度の限度額等を参考に支給額を算定します。通知された限度額等が前年度と異なっていた場合は、その差額について返納が必要となります。

なお、精算が必要となった場合には、別途、学校よりお知らせします。

6 校長への受領等の委任（委任会計について）

本校では、「学校給食費」「寄宿舍食費」を保護者の皆様の負担を軽減するため、委任会計として取り扱っています。

就学奨励費は、本人への支給が原則となっていますが、「委任会計」では、委任を受けた校長がこれらの経費を保護者の皆様に代わって受領し、各会計へ払い込みます。

保護者の皆様は、自己負担分のみを諸経費とともに納入することとなり、負担が軽減される仕組みとなっています。

「委任会計」の趣旨を御理解の上、御協力くださいますようお願いいたします。

☆ 就学奨励費の支給額と保護者（自己）負担額について

学校給食費・寄宿舍食費

・第Ⅰ区分

実費の全額が就学奨励費の支給対象です。

委任を受けた校長が代理受領し支払を行いますので、保護者の方の口座へは入金されません。

・第Ⅱ区分

実費の半額が就学奨励費の支給対象です。

支給される就学奨励費は、第Ⅰ区分同様、校長が代理受領します。

残りの半額は保護者負担となります。

例えば、学校給食費の1食を300円とした場合、
半額の150円が就学奨励費から支給され、残りの半額が保護者負担となります。

・第Ⅲ区分および就学奨励費受給辞退者

支給対象とならないため、全額保護者負担となります。

例えば、学校給食費の1食を300円とした場合、全額の300円が保護者負担となります。

※ なお、寄宿舍食費については、年間支給限度額があるため、限度額を超えた分は支弁区分に関係なく全額保護者（自己）負担となります。

○就学奨励費が支給となる経費○

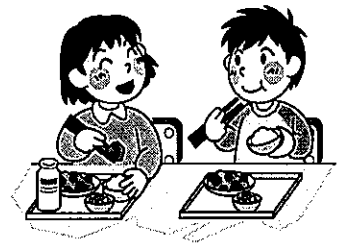
就学奨励費には次のような経費があります。

決定された支弁区分や学部・学年により対象となる経費は異なります。

① 学校給食費 ～給食費～

実際の食事回数に、食事の単価を乗じた金額が支給されます。

ただし便宜上、学校長へ委任していただき、学校で管理する口座に全員の支給額を入金して、食材納入業者への支払いを行っているため、保護者の口座に入金されることはありません。



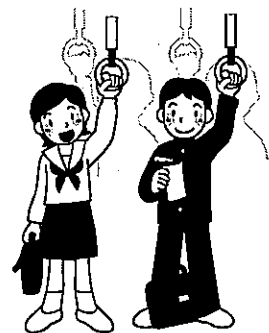
○支給割合：1 区分～実費、2 区分～実費の半額、3 区分～支給対象外

② 通学費 本人（児童生徒）

出席日数に、個人ごとに定める単価を乗じた金額が支給されます。

個人別の単価は、交通機関をご利用の方はその運賃、自家用車を御利用の方は年度当初に提出していただく書類と、市場における燃料単価の動静を考慮して学校で決定します。

※通学方法の変更・車検の更新・住所変更の際は再度書類の提出が必要になります。



○支給割合：1 区分・2 区分・3 区分～実費

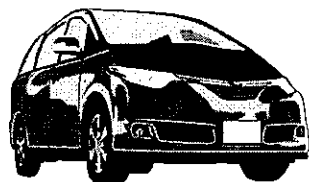
③ 通学費 付添人（保護者）

保護者が児童生徒の通学に自宅から学校までまたはスクールバスのバス停まで付添いをした場合に交通費が支給されます。

支給方法は通学費本人と同様となります。

支給対象は、小学部1年生から3年生までの児童の保護者と、小学部4年以上は重度・重複障害の児童生徒の保護者です。

○支給割合：1 区分・2 区分・3 区分～実費



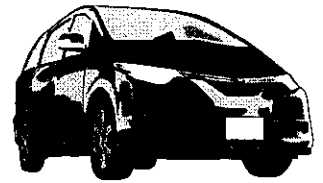
④ 帰省費 本人（児童生徒）

寄宿舎に居住する児童生徒が、自宅へ帰省する際にかかる交通費が支給されます。

個人別の単価は、交通機関を御利用の方はその運賃、自家用車を御利用の方は年度当初に提出していただく書類と、市場における燃料単価の動静を考慮して学校で決定します。帰省・帰舎回数に個人ごとに定める単価に乗じて算出しています。

※支給限度回数は年間 39 往復（片道 78 回）以内です。

○支弁割合：1 区分・2 区分・3 区分～実費



⑤ 帰省費 付添人（保護者）

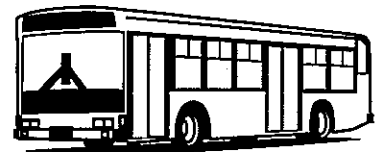
寄宿舎に居住する児童生徒が自宅へ帰省する際に保護者の付添いにかかる交通費が支給されます。

支給限度回数は年間 39 往復（片道 78 回）以内です。

支給方法は帰省費（本人）と同様です。

支給対象は小学部・中学部の児童生徒の保護者と、高等部の重度・重複障害の生徒の保護者です。

○支給割合：1 区分・2 区分・3 区分～実費



⑥ 現場実習交通費 本人（生徒）

教育計画に基づき、高等部の生徒が教師の指導の下に学校以外の事業所等で、職業教育のため現場（職場）実習に参加する場合にかかる交通費が支給されます。

○支給割合：1 区分・2 区分～実費 3 区分～実費の半額

⑦ 現場実習宿泊費

高等部の生徒が教師の指導の下に学校外の事業所等において、職業教育のための現場（職場）実習に参加する場合の宿泊費が支給されます。

※支給限度額があり、高等部の生徒のみ対象となります。

○支給割合：1 区分～実費 2 区分～実費の半額 3 区分～支給対象外



⑧ 修学旅行費 本人（児童生徒）

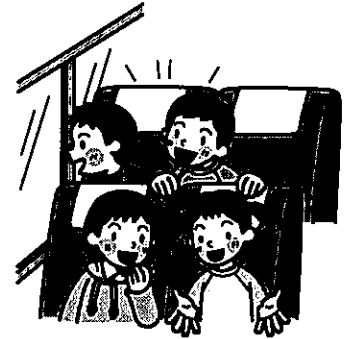
小・中・高で各1回参加する修学旅行に直接必要な、交通費・宿泊費・見学料等の額が支給されます。

均一に負担する場合の記念写真代・医薬品代・旅行損害保険料等も含みます。

支給額は実費額を限度に、学校で算出します。

※支給限度額があり、各学部ごとに違います。

○支給割合：1 区分～実費 2 区分～実費の半額 3 区分～支給対象外



⑨ 修学旅行費 付添人（保護者）

学校長の要請により修学旅行に付添う保護者の経費のうち、付添に直接必要な交通費・宿泊費・見学料等の額が支給されます。

付添に係る経費は原則として保護者の方の負担により支給されます。支給額は実費額を限度に、学校で算出します。

※対象経費は修学旅行の本人経費に準じます。なお支給限度額があり、各学部ごとに違います。

○支給対象：重度・重複障害で付き添いが必要な児童生徒の保護者

○支給割合：1 区分～実費、2 区分～実費の半額、3 区分～支給対象外

⑩ 校外活動等参加費

教育課程の一環として、学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動に参加するために直接必要な交通費・見学料の額が支給されます。

支給額は実費額を限度に、学校で算出します。また、宿泊研修に係る経費も対象です。

○支弁区分：1 区分～実費、2 区分～実費の半額、3 区分～支給対象外



⑪ 学用品・通学用品購入費

学校生活及び通学のために必要な学用品・通学用品で、保護者が負担した経費が支給されます。

レシートの提出が必要です。提出いただいたレシート等を審査し、適正であった場合に支給されます。

※限度額は各学部ごとに違いますので御注意ください。

経費は次のとおりです。



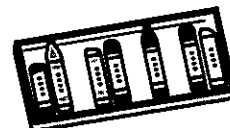
(ア) 学用品購入費

児童生徒が通常学校生活・学習で必要とする学用品購入の額。

ノート、筆記用具等、副読本、体育用靴、作業衣等。

☆ 該当品目については30～31ページをご覧ください。

※原則として、出席日数がない場合は支給できません。



○支給割合：1区分～実費、2区分～実費の半額、3区分～支給対象外

(イ) 通学用品購入費

児童生徒が通学のため通常必要とする通学用品購入の額。

靴（夏靴・冬靴・長靴等）、雨具（雨傘・雨合羽・雨靴等）

服飾小物類（手袋・マフラー・帽子等）、コート・ジャンパー等の上着類

☆該当品目については31ページを御覧ください。

※通学の実態がない場合は支給できません。

○支給割合：1区分～実費、2区分～実費の半額、3区分～支給対象外



⑫ ICT機器購入費

高等部入学時、学校が学用品としてICT機器を必要と認め購入した場合、学用品・通学用品購入費の限度額に加算されます。

レシートの提出が必要です。提出いただいたレシート等を審査し、適正であった場合に支給されます。

※日常生活上使用する機器は支給対象となりません。

※支給限度があります。

○支給割合：1区分・2区分・3区分～実費

⑬ 新入学児童生徒学用品・通学用品購入費

⑪とは別に、入学するに当たって児童生徒等が通常必要とする学用品・通学用品購入の額が支給されます。

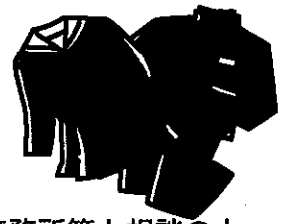
レシートの提出が必要です。提出いただいたレシート等を審査し、適正であった場合に支給されます。

☆該当品目については 32～33 ページを御覧ください。

※ 限度額は各学部ごとに違いますので御注意ください。

※ 生活保護受給世帯は、生活保護の扶助と重複するため担当保護事務所等と相談の上申請してください。万が一重複して受給した場合は返納していただくことになります。

支給対象は、小学部 1 年生・中学部 1 年生・高等部 1 年生で 4 月に就学した生徒です。



○支弁区分：1 区分～実費 2 区分～実費の半額、3 区分～支給対象外

⑭ 寝具購入費（寄宿舍居住に伴う経費）

寄宿舍で生活するために通常必要とする寝具（布団・毛布・敷布・枕・枕カバー）購入の費用が支給されます。

レシートの提出が必要です。提出いただいたレシート等を審査し、適正であった場合に支給されます。

支給対象となるのは、新たに入舎する時及び 3 年以上使用し破損等により使用に支障がある場合に限ります。

支給限度額があります。

☆支給対象品については 28 ページを御覧ください。



○支給割合：1 区分～実費 2 区分～実費の半額 3 区分～支給対象外

⑮ 日用品等購入費

寄宿舍居住に伴い、洗面用品・下着類・保健衛生用品・生活必需品等の通常必要な日用品等購入の額が支給されます。

レシートの提出が必要です。提出いただいたレシート等を審査し、適正であった場合に支給されます。

寄宿舍に宿泊していない月がある場合は限度額が減額となります。

支給限度額があります。

☆支給対象品については 28～29 ページを御覧ください。

○支給割合：1 区分～実費 2 区分～実費の半額 3 区分～支給対象外



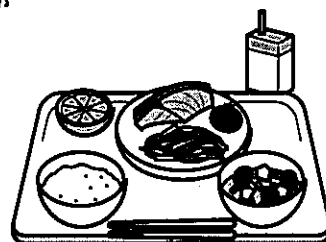
⑯ 寄宿舎食費

寄宿舎で通常支給する1日3回（朝、昼、夕）の食事に要する経費が支給されます。

実際の食事回数に食事の単価を乗じた金額が支給されます。

ただし便宜上、学校長へ委任していただき、学校で管理する口座に全員の支給額を入金して、食材納入業者への支払いを行っているため、保護者の口座に入金されることはありません。

※支給限度額があり、各学部ごとに違います。



○支給割合：1 区分～実費 2 区分～実費の半額 3 区分～支給対象外

○レシート・領収書を提出する申請について○

次の就学奨励費の経費は、保護者からの申請書とレシート・領収書等の提出が必要です。

(1) 申請が必要な経費

★ 寝具購入費 (寄宿舎生のみ対象)

寄宿舎居住に伴い、通常就寝に必要な寝具。

新たに寄宿舎に入舎した寄宿舎生や、入舎後3年以上寝具を使用し、破損により使用に支障をきたす場合が対象。

★ 日用品等購入費 (寄宿舎生のみ対象)

寄宿舎居住に伴い、通常必要な日用品など。

★ 学用品・通学用品購入費 (全員対象)

学用品や通学用品。

★ 新入学児童・生徒学用品等購入費 (新1年生のみ対象)

新入学のための学用品や通学用品。

※各経費の該当品目は「実費申請の支給対象品目について」28ページからを御覧ください。

(2) 申請方法

(1)にある経費はいずれも申請方法は同じです。以下、「学用品・通学用品購入費」の申請を例に説明します。

(ア) 学用品等を購入

(年度ごと申請することとなるため、原則として申請年度(4月1日以降)に購入したものが就学奨励費の支給対象となります。申請ができる範囲につきましては、28～33ページを御覧ください。)



(イ) 「学用品・通学用品購入費申請書」に必要事項を記入。

(請求日・学部・学年・児童生徒氏名・保護者氏名・押印・支出額・支出項目)

※ 申請書は、申請時期に別途配布いたします。



(ウ) レシートを所定の欄に貼り付ける。

(購入した品物の名前が「雑貨」となっているなど、具体的に分からない場合は余白に内訳を記入してください。また貼付する際には切ったり、塗りつぶしたり等はしないでください。)



(エ) 学校(事務室)に提出。

(3) 申請の際に注意すること

- (ア) 当該年の4月1日以降に購入した品物について支給対象になりますが、それ以前に購入した品物は対象外ですので御注意ください。
(ただし、ランドセル等、新入学の準備のために4月以前に購入が必要な理由がある場合は支給対象としています。その場合申立書の提出が必要になりますので、その都度ご相談ください。)
- (イ) レシート、領収書では具体的に何を購入したのか確認できない場合は、必ず余白に購入した品物等の名前を記入してもらうようにしてください。
個々の具体的な品目・金額の分からないものは支給できません。
- (ウ) 学用品購入費の対象品目にも通学用品購入費の対象品目にも入っているものは用途も記入してください。
(例：長靴→雨天時に通学用靴として使用する場合は「通学用」と記入してください。学校の作業学習用で使用する場合は「作業用」と記入してください。)
また、日常衣服(下着を含む)は対象外です。体育授業に使用するジャージ、シャツ類は用途「体育用」などを記載してください。
- (エ) プレミアム商品券・ポイントでの支払い分は支給対象外です!!!
購入時は現金・クレジットカード等で購入するようお願いいたします。クレジットカードでの支払いは支給対象となりますが、その場合はレシート+クレジット利用明細を提出してください。
- (オ) 申請する予定の品物を購入される際には、可能な限りご自宅用の買い物とは分けて購入するようにお願いします。
やむを得ず併せて購入した場合には、申請する商品に赤ボールペンで線を引き、申請対象であることが分かるようにしてください。
- (カ) レシート、領収書を貼るときには、なるべく「のり(糊)」を御使用ください。
(セロハンテープを使うと、レシートや領収書の文字に重なった場合、文字が消えてしまうことがあるため、必要事項が確認できない場合があります。その場合、就学奨励費の支給ができなくなることがあります。)
また、レシート、領収書の枚数が多い場合は別紙に貼ってください。重ねて貼ってしまうと必要事項が隠れてしまうため、一枚ずつ貼ってください。
- (キ) ボールペンで記入してください。鉛筆やフリクションペン(こすって消えるペン)などで記入した場合、申請を受け付けることができません。
- (ク) スキー用品やプール用品などの体育用品はスキー学習やプール学習が行われなければ対象とはなりませんので御留意願います。

(4) 申請から支給までの流れ

学校は書類を受付後、申請書の内容を確認します。その後、渡島教育局・渡島総合振興局の支出審査を受け、保護者の申し出のあった金融機関の口座へ支給となります。

第1区分は認定額の全額、第2区分は認定額の半額を限度額の範囲内で支給します。

(5) 申請書の受付期間と支給（予定）について

	第1回目 (1学期分)	第2回目 (2学期分)	第3回目 (3学期分)
申請書受付期間	7月頃	11月頃	2月頃
支給時期（予定）	8月下旬	12月下旬	3月下旬

※支給時期については予定のため前後する場合があります。

◎留意事項◎

- ・就学奨励費になると思い購入したら対象外品目だった。
- ・就学奨励費の対象となると思い高い値段のものを購入したら支給対象外だった。
- ・学校で使用するものであっても支給対象外の品目は支給できませんので御留意ください。

このような場合でも就学奨励費を支給することができません。

判断に迷った場合や対象商品かどうか分からない場合は必ず購入前に就学奨励費の担当に御相談ください。



～ レシート・領収書は捨てないでください！！ ～

レシート等の提出が必要な経費の申請についてお願い

学用品等の経費の対象となる品物（28～33 ページ参照）を購入したときは次の点に御注意ください。

注意1 レシート・領収書等は必ず保管しましょう。

- ➡ ・レシート・領収書等の証明書類がないと経費は支給されません。
- ・レシートのみで具体的な品名・個々の金額がわかる場合はレシートのみ添付で結構です。
 - ・レシートに記載されている品番等により購入店へ確認することがありますので、レシートの記載内容は切り離したり、消したりしないでください。
 - ・レシート内容に申請以外の品目（ご家庭で使用するものなど）が記載されている場合は、申請する商品に赤いボールペンで線を引き申請するものを分かるようにしてください。御家庭用とは会計を別にしていただけるよう御協力願います。

注意2 レシート・領収書等に購入した品物名・使用目的をメモしておきましょう。

➡ 申請する時、経費の申請書にどのレシートを添付すれば良いか、分かりやすいです。

例えば・・・申請書を作成するとき・・・



レシートに、「シューズ 2,000 円」と印字されている。
たしか、学校で使うために買ったものだったけど、なんだったかな？
もう3か月もたって分からなくなってしまった・・・

とならないように・・・

購入したその日のうちに、メモしておきましょう！すると・・・

「シューズ 2,000 円、えーっと、これは学校用の上靴」のレシート。
これは、「学用品・通学用品購入費」で申請しよう！

となります。面倒に思えますが、申請する時に分かりやすいです！



そのほか、寄宿舎用、作業学習用、体育の授業用等などが考えられますのでメモをしましょう。あくまでも、学校での勉学・通学に必要なもの並びに寄宿舎生活で必要なものが対象ですので、日常生活で使用するものと混同しないようにしましょう。

注意3 領収書等購入した金額の内訳(内容・金額)を明確にしておきましょう。

➡ 就学奨励費の支出経費・購入した品物・金額が確認できないため、支給できない場合もありますので御注意ください。

例えば・・・

一緒に多数の物品を購入した場合。

但し書きに「日用品代」「下着代」「洗剤代」等としか記載されていない領収書

レシートで全ての必要事項が確認できる場合はレシートのみの提出で結構ですが、品名が具体的に分からないものは領収書の提出が必要になります。レシートの余白に品名を記入していただいても受付はしますが、監査等で指摘事項となる可能性があるため、品名が具体的に明記されていないものは領収書に内訳を書いてもらい、レシートと領収書の両方を提出してください。品目が多い場合はレシートの横に記入してください。領収書のみでは受付はできません。

注意4 領収書への記載事項は漏れのないようお願いします。

➡ 領収書への記載事項…「氏名」「全ての品名及び個々の金額」「購入年月日」
例)「〇〇様」「体育用ジャージ 3,900 円、手袋 1,900 円」「令和〇年〇月〇日」

何をいくらで購入したか分かるものについてのみ、支給対象となります。

「長靴等」「お品代」では何をいくらで購入したかわからないので、全ての品名・個々の金額が分かるレシートを添付してください。

※領収書の内容は購入店で記入してもらってください。

必ず領収書の他にレシートも添付してください。

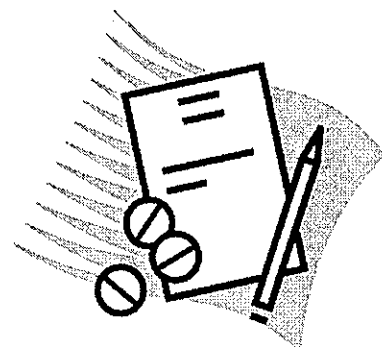
領収書を発行してもらう際に、「レシートもください」と言うと、レシートに消印をおして渡してくれるお店もあるようです。

購入時はできるだけ現金で購入するようお願いいたします。「プレミアム商品券」、「ポイントの利用」は全て支給対象外となりますので御留意願います。

また、インターネットによる購入は、購入された際の領収書を印刷し添付してください。

「納品書」や「明細書」だけでは支給できません。

購入時は自宅用の買い物と分けて会計を行ってください。



○ レシート等に不備がある場合、経費が支給できませんので、御確認ください ○

1 領収書を発行してもらう場合

→ 具体的な品名が確認できないレシートの場合は領収書に具体的な品目をお店の人に明記していただき、レシートと領収書の両方を提出してください。一度の購入品目が多く領収書に書くことができない場合は保護者がレシートの余白に明記してください。

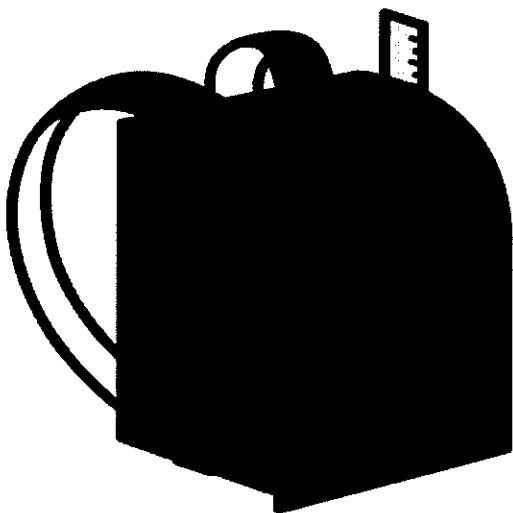
2 購入したものが明らかに生徒以外のものである場合

→ 男子生徒なのに女性用衣類を購入している場合等は支給できません。サイズが合わないため仕方なく購入した場合などはその旨を記入してください。

3 支給品目が該当項目ではない場合 → 28～38 ページを参考の上、各経費に該当するものを申請してください。

4 購入年月日が妥当ではない、または不明瞭である場合

→原則として、当年4月1日以降に購入したものが対象になります。



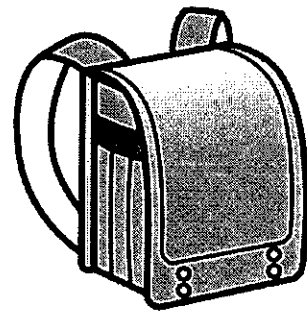
領収書・レシートを提出する申請の例外

～学級費等からの支出～

申請が必要な経費のうち「学用品・通学用品購入費」は、保護者等からの申請なしに支給される場合があります。

これは、「学級費会計」で授業に必要な学用品を購入したうち、就学奨励費対象のものを購入した場合は、保護者に代わり各学部・各学年の学級費会計担当者が申請し、支給される場合があるためです。

支給限度額は学用品等購入費の経費から支出されることとなるため、保護者からの申請により限度額に達した場合は支給されません。



【是非就学奨励費制度の御活用を】

就学奨励費制度の目的は、生徒と保護者等の経済的負担を軽減し、特別支援教育の普及奨励を目指しています。

制度の趣旨を理解し(利用者にとって使いづらい内容になっていますが)、児童生徒の教育環境が少しでもよくなるように、保護者の皆様の御協力をお願いいたします。

レシートや領収書をもらったり、申請書を記入したり、手続きが少し「面倒だ」と思われるかもしれませんが、「お金が戻ってきます!」ので制度を有効に活用してください。

領収書・レシートについて

現物を添付してください。コピーは不可です。領収書のみでは申請不可です。

学校名でなく
購入した個人名

支払い方法を明
確にしてくださ
い。お店の人に
記入してもらっ
てください。

..... 領 収 証

○○ 様

令和 年 月 日

金 額	
但し、書道セット	

上記の通り現金にて領収致しました。
株式会社 ○△文具
函館市口町口番口号
TEL000000FAX3333333

新年度の4月1日以降から
購入してください

**領収書を提出する場合は必ず
レシートとセットで提出してください。**

何を購入したのか
明確に、但し書きし
てあるもの
例、書道セット代、運動靴代など

レシートで内容が確認できる場合はレシートのみで受け付けます。

支給可	
★★★スーパー	
函館@@@店	
TEL000000000	
<領 収 証>	
2024年4月1日(月) 10時53分	
レジ番号1	
担当者:△山○美	
色鉛筆	¥500
スケッチブック	¥500
小計/ 2点	¥1,000
お買上計	¥1,000
ポイント利用	¥500
お預り金	¥1,000
お釣り	¥500

支給可	
★★★スーパー	
函館@@@店	
TEL000000000	
<領 収 証>	
2024年4月1日(月) 10時53分	
レジ番号1	
担当者:△山○美	
みかん	¥398
ノート	¥200
小計/ 2点	¥598
お買上計	¥598
ポイント利用	¥100
お預り金	¥1,000
お釣り	¥502

現金で支払いをし、ポイントカードのポ
イント利用した場合はその分を差し引
いて就学奨励費を支給します。

就学奨励費（通学費・帰省費）についての留意事項

1 就学奨励費（通学費・帰省費）に係る申請について

- ・通学生で自宅から学校（スクールバス停）まで2 km 以上ある場合

【提出書類】

自家用車利用願（通学費）、車検証のコピー、自動車検査証記録事項（令和5年1月以降に車検を行った普通自動車を使用する方）

公共交通機関を利用する場合は「交通機関利用届」のみ提出してください。

- ・寄宿舎生

【提出書類】

自家用車利用願（帰省費）、車検証のコピー、自動車検査証記録事項（令和5年1月以降に車検を行った普通自動車を使用する方）

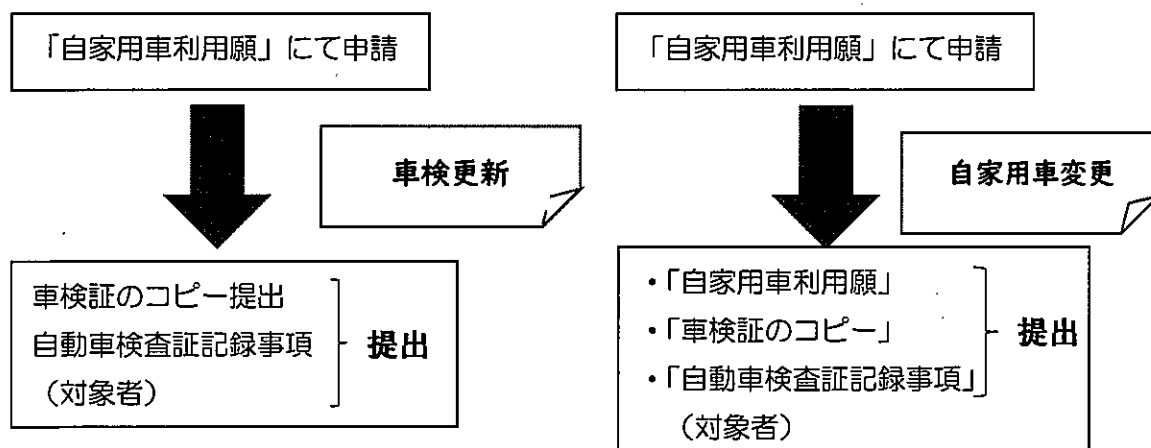
公共交通機関を利用する場合は「交通機関利用届」のみ提出してください。

※「自家用車利用願」は通学生と寄宿舎生の申請様式が異なりますので、よく確認していただき記入してください。

2 就学奨励費（通学費・帰省費）に係る自家用車について

- ・通学や帰省で自家用車を利用する場合は、必ず「自家用車利用願」にて申請した車で送迎を行うようにしてください。申請した自家用車以外で送迎をした場合は支給対象外となります。
- ・「自家用車利用願」を書いて頂く際に車検証のコピーの提出もよろしくお願いいたします。「自家用車利用願」で通学費・帰省費の申請を行った後、車検を更新した場合は新たに車検証のコピーの提出をしてください。また、自家用車を変更した場合はすぐに就学奨励費の事務担当者までお知らせください。万が一車両変更の申出が遅れてしまうと返納処理が必要になりますので御留意願います。

<車検更新と自家用車変更の流れ>



3 「自家用車利用願」を申請した後に住居変更をした場合について

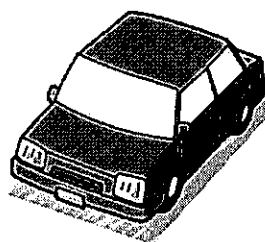
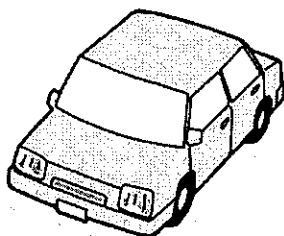
「自家用車利用願」を申請した後に住居変更をした場合は、自宅から学校（スクールバス停）までの距離が変わり、交通費の単価も変動するため、変更しましたら速やかに就学奨励費事務担当者までお知らせください。

4 通学方法について（通学生のみ）

「自家用車利用願」で自宅から学校まで車で申請する場合はスクールバスを利用してしまうと支給対象外となります。（ただし、下校時のデイサービス利用は含めません。）また、自宅からスクールバス停（2km以上ある場合）の「自家用車利用願」の申請で、自宅から学校まで直接、自家用車で送迎しても差し支えはありません。

5 通学費・帰省費に係る住居について

「自家用車利用願」にて記載した住所（自宅）から送迎を行ってください。申請と異なる住所（自宅）から送迎を行った場合は支給対象外となります。



6 公共交通機関（ＪＲ・バス等）の利用について

- ・ 自宅から学校まで 2km 以上ある場合で公共交通機関を利用する場合は就学奨励費の支給対象となります。申請したい方は「交通機関利用届」を提出していただくことになります。

7 公共交通機関を利用する際の支給方法について

- ・ 最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の交通費の額を支給します。障がい者割引がある場合は割引後の金額を支給します。

8 公共交通機関に係る定期乗車券について

- ・ 定期乗車券を購入した場合、「登校日数×１回毎の単価」の合計と定期乗車券の料金を比較し最も安価な方法で支給します。

(例１)

＜３か月定期を購入…35,000 円、１回の料金（片道）…400 円＞…

障がい者割引後の金額

この場合の３か月間の登校日数は 21 日×3 月分＝63 日とします。

このときの１回当たりの単価の合計は次の計算になります。

→ $63 \text{ 日} \times 400 \text{ 円} \times 2 \text{ 回 (1 日の登校回数)} = 50,400 \text{ 円}$ …**定期乗車券の方が安価**

この場合は定期乗車券の方を支給します。

(例２)

＜３か月定期を購入…50,000 円、１回の料金（片道）…390 円＞…

障がい者割引後の金額

この場合の３か月間の登校日数は 21 日×3 月分＝63 日とします。

このときの１回当たりの単価の合計は次の計算になります。

→ $63 \text{ 日} \times 390 \text{ 円} \times 2 \text{ 回 (1 日の登校回数)} = 49,140 \text{ 円}$ …**１回の方が安価**

この場合は１回当たりの金額を支給します。

※ただし、定期乗車券の金額が支給されている場合でも夏季休業や冬季休業など学期末や学期始めの場合は一月当たりの登校日数が通常より少なくなるので、その該当する期間だけ１回あたりの単価の合計が安価でしたら定期乗車券の金額ではなく１回当たりの金額を支給します。

9 「交通機関利用届」を申請したあとに住居変更をした場合について

- ・「交通機関利用届」を申請したあとに住居変更をした場合は、新たに「交通機関利用届」の提出が必要になります。住居変更した時は必ず就学奨励費事務担当者へ申し出てください。

10 公共交通機関利用時の交通系ICカードについて

- ・バスや市電を利用する際に交通系ICカード（ICAS nimoca、KITACA など）による支払い方法で、ポイントが付与される場合はそのポイントを除算して支給いたします。

（例）ICAS nimoca を利用した場合

＜1回の料金（片道）…450円とします。＞

この場合の登校日数は21日とします。

ボーナスポイントが2,000円利用するごとに付与されていきます。

$21 \text{ 日} \times 450 \text{ 円} \times 2 \text{ 回 (1日の登校回数)} - 750 \text{ (ボーナスポイント)} = 18,150 \text{ 円}$

となります。よって18,150円支給することとなります。

※ボーナスポイントの付与方法についてはICAS nimocaのホームページを御覧ください。

11 市町村による交通費助成制度について

就学奨励費は他の支援・助成制度と重複して支給することはできませんので、通学帰省時にお住まいの市町村等で行われている交通費助成制度利用をしている場合は就学奨励費の支給が調整されます。そのような制度を御利用されている場合は必ず事務室までお知らせください。

実費申請の支給対象品目について

原則として、支給対象となるものは、「児童生徒が令和6年度内に学校生活及び寄宿舎生活において使用するため、保護者等がその費用を負担して購入した」もので、各経費の種類に応じた内容にあったものです。

したがって、家庭でも使用するものは支給対象外となります。

購入時期は原則として令和6年4月以降に限りませんが、例外として、新入学等の準備のため、4月以前にあらかじめ購入したものでも支給対象となる場合があります。

なお、この一覧は各経費の支給対象品目の一例です。一覧にあっても、経費として認められない場合もあります。また、一覧にないもので、対象となる場合もありますので、支給対象品目の判断に迷うような場合は、事務室の担当者へ御相談ください。

1 寝具購入費

＜対象者＞ 小学部・中学部・高等部の寄宿舎に入舎するため新たに寝具を購入する
児童生徒の1区分・2区分

＜対象となるもの＞

寄宿舎居住に伴い通常就寝に必要であるため購入した道具

	分類	品 名	備 考
○ 支給対象	寝具	布団・布団カバー	
		毛布、タオルケット	
		枕・枕カバー	
		シーツ	防水用も含む
		マット	
		尿もれパット（シート）	日常的に必要な場合のみ対象

2 日用品等購入費



＜対象者＞ 小学部・中学部・高等部の1区分、2区分
（寄宿舎の在舎がない場合は対象外）

＜対象となるもの＞

寄宿舎居住に伴い購入した通常必要な日用品等（洗面用雑品、通信用品、衣料補修用品、下着類、厚生修養費、保健衛生費、生活必需品、その他）

＜対象とならないもの＞

寄宿舎に居住しなくても日常生活に必要であり家庭でも通学でも使用しているもの

	分類	品 名	備 考
○ 支給対象	洗面用雑品	バスタオル	
		タオル	
		歯ブラシ	
		歯磨き粉	
		歯磨き用コップ	
		石けん	
		シャンプー・リンス	
		洗面器	

(日用品等購入費の続き)

	分類	品 名	備 考
○ 支給対象	通信用品	切手	
		はがき	
		封筒・便せん	
	衣料補修用品	針	
		糸	
		補修用布	
		ボタン・ファスナー	
		ネームラベル	
	下着類	パンツ	
		ブラジャー	
		Tシャツ	下着として使用するもののみ対象
		靴下	
		タイツ	
		ストッキング	
		パジャマ	
	厚生修養費	新聞	寄宿舎在舎中のみ対象
		雑誌(週刊誌・月刊誌)	寄宿舎在舎中のみ対象
		児童書・絵本	寄宿舎在舎中のみ対象
	保健衛生費	ハンカチ	
		ティッシュペーパー	
		入浴用品	
		生理用品	
		洗濯用洗剤類	
		洗濯用ネット・物干し	
		理髪代	寄宿舎在舎中のみ対象
	生活必需品その他	寄宿舎用上履き	
		財布	寄宿舎専用として使用する品物のみ対象
		コップ	
		エプロン、三角巾	
		食器・スプーン等(特殊なもの)	寄宿舎の食器等で対応できない場合のみ対象
		尿もれパット(シート)	日常的に必要な場合のみ対象
		衣装ケース	
× 支給対象外		ジャージ、トレーナー等衣類	
		化粧品	
		整髪料	
		眼鏡・コンタクトレンズ	
		時計	
		着替え用衣服	
		ベルト	
		帰省中の理髪代	
		帰省中の雑誌・新聞	
		漫画	
		布団クリーニング代	
		学用品(ノート・筆記用具・ファイル等)	
		医薬品類	

※ 「帰省中」とは、帰省のため寄宿舎を離れた時点から、寄宿舎に戻ってきた時点までを意味します。

3 学用品・通学用品購入費



ア. 学用品購入費

＜支給対象者＞ 小学部・中学部・高等部の第1区分、第2区分

＜支給対象となるもの＞

学校での授業や日課等で必要であるため購入したもの
学校生活のために別途購入し、常時学校において使用しているもの

＜支給対象とならないもの＞

日常生活に必要であり家庭等で使用しているもの

	分類	品 名	備 考
○ 支給対象	学用品	えんぴつ・ペン・消しゴム	
		ノート・下敷き	
		筆箱	
		クレヨン・色鉛筆	
		のり・テープ	
		はさみ・カッター	
		絵の具・筆	
	体育用品	ジャージ	体育・体力づくり用のみ対象
		Tシャツ	体育・体力づくり用のみ対象
		トレーニングパンツ	体育・体力づくり用のみ対象
		短パン	体育・体力づくり用のみ対象
		運動靴	
		紅白帽	
		水着	プール学習用
		水泳帽	プール学習用
		プール用サンダル	プール学習用
		プール用バスタオル・タオル	プール学習用
		プール用ビニールバック	プール学習用
		スキー	そり・スキー学習用
		冬用帽子	そり・スキー学習用
		冬用手袋	そり・スキー学習用
	実験・実習用の材料・作業衣等	作業用長靴	
		作業用スモック・エプロン	
		作業用手袋	
		工作用材料(折り紙・プラスチック板等)	
		美術用材料(スケッチブック等)	
		家庭科用材料(布・糸等)	
	副読本等	ワークブック	授業で使用するものののみ対象、家庭学習用は対象外
		辞典	授業で使用するものののみ対象、家庭学習用は対象外
		練習帳・学習帳	授業で使用するものののみ対象、家庭学習用は対象外

(ア. 学用品購入費のつづき)

	分類	品 名	備 考
○ 支給対象	その他	給食用エプロン・スマック	
		給食用三角巾	
		給食用ナフキン	
		給食用食器・スプーン等(特殊なもの)	学校の食器等で対応できない場合のみ対象
		上靴	
		歯みがき指導用歯ブラシ・コップ	
		手洗い指導用タオル・おしぼり・ハンカチ	
		校外学習用ポーチ・リュック・さいふ	
		ネーム用シール	
		遠足用水筒・リュック	
		手作りエプロン・スマック等の材料(布・ボタン等)	
× 支給対象外		ズボン・シャツ等の衣類	体育・体力づくり用以外の衣服は対象外
		着替え用衣服・下着	学校に予備として置く衣服も対象外
		下着・くつした・タイツ・ベルト	
		補装具、車いす	
		眼鏡・補聴器等	

イ. 通学用品購入費

＜支給対象者＞ 小学部・中学部・高等部の第1区分、第2区分

＜支給対象となるもの＞

学校へ通学するため通学用として購入した通学用品



＜支給対象とならないもの＞

日常生活に必要であり家庭等で使用しているもの

	分類	品 名	備 考
○ 支給対象	通学用靴	通学用夏靴	
		通学用冬靴	
		通学用長靴	
	雨具	傘	
		レインコート・かっぱ	
	小物類	帽子	
		手袋・マフラー	
	上着類	ジャンパー	
		コート	
	その他	かばん・リュック	
× 支給対象外		名札	
		ズボン・シャツ等の衣類	体育・体力づくり用以外の衣服は対象外
		下着・くつした・タイツ・ベルト	
		着替え用衣服・下着	
		補装具、車いす	
		眼鏡・補聴器等	

4 新入学児童生徒学用品・通学用品費

＜支給対象者＞ 4月中に就学した新1年生（専攻科除く）で、第1区分または第2区分（ただし、第1区分でも生活保護受給世帯の場合は生活保護の扶助と重複するため担当保護課等との相談の上申請してください。）

＜支給対象となるもの＞

新たに入学する児童等が新入学にあたって購入した学用品・通学用品
（学用品・通学用品の内容は学用品購入費・通学用品購入費と同じ）
※購入時期は原則として新入学時期（4～5月頃をめやす）に限ります。
ただし、季節用品（通学用冬物ジャンパー・防寒具等）については購入可能な時期に購入した場合でも申請できます。

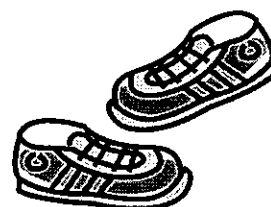
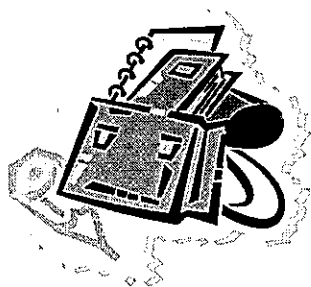
＜支給対象とならないもの＞

新入学時期以外に購入した学用品・通学用品
（ただしそれらの学用品等は学用品購入費等で申請可能な場合があります）
日常生活に必要であり家庭等で使用しているもの

	分類	品 名	備 考
○ 支給対象	学用品	えんぴつ・ペン・消しゴム	
		ノート・下敷き	
		筆箱	
		クレヨン・色鉛筆	
		のり・テープ	
		はさみ・カッター	
		絵の具・筆	
	体育用品	ジャージ	体育・体力づくり用のみ対象
		Tシャツ	体育・体力づくり用のみ対象
		トレーニングパンツ	体育・体力づくり用のみ対象
		短パン	体育・体力づくり用のみ対象
		運動靴	
		紅白帽	
	実験・実習用の材料、作業衣等	作業用長靴	
		作業用スモック・エプロン	
		作業用手手	
		工作用材料(色紙・プラスチック板等)	
		美術用材料(スケッチブック等)	
		家庭科用材料(布・糸等)	
	副読本等	ワークブック	授業で使用する品物のみ対象、家庭学習用は対象外
		辞典	授業で使用する品物のみ対象、家庭学習用は対象外
		練習帳・学習帳	授業で使用する品物のみ対象、家庭学習用は対象外
	その他の学用品	給食用エプロン・スモック	
		給食用三角巾	
		給食用ナフキン	
		給食用食器・スプーン等(特殊なもの)	学校の食器等で対応できない場合のみ対象
		歯みがき指導用歯ブラシ・コップ	
		手洗い指導用タオル・おしぼり・ハンカチ	
		校外学習用ポーチ・リュック・さいふ	
		ネーム用シール	
		遠足用水筒・リュック	
		手作りエプロン・スモック等の材料(布・ボタン等)	

(新入学児童生徒学用品・通学用品購入費のつづき)

	分類	品 名	備 考
○ 支給対象	上靴・通学用靴	上履き	
		通学用夏靴	
		通学用冬靴	
		通学用長靴	作業学習用の長靴は学用品対象
	雨具	傘	
		レインコート・かっぱ	
	小物類	帽子	
		冬用帽子	
		手袋・マフラー	
	上着	ジャンパー、コート	
		冬用ジャンパー、コート	
	通学その他の用品	かばん・リュック・ポーチ	
		名札	
		手作り通学カバン等の材料(布・ボタン等)	
× 支給対象外		ズボン・シャツ等の衣服	体育・体力づくり用ジャージ等以外の衣服は対象外
		下着・くつした・タイツ・ベルト	
		着替え用衣服・下着	
		補装具	
		眼鏡・補聴器等	
		車いす	



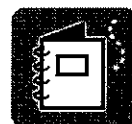
☆五十音順 品目別 支給対象・非対象 品目早見表☆

この一覧に掲載されていても、購入時期・使用内容・購入数等によって非対象となる場合があります。

項目の略称

○請求経費の略 「日用品等」 ⇒ 「日用品等購入費」
「寝具」 ⇒ 「寝具購入費」
「学用・通学用品」 ⇒ 「学用品・通学用品購入費」
「新入学」 ⇒ 「新入学学用品・通学用品購入費」

○対象者の略 「全学年」 ⇒ 小学部・中学部・高等部の全学年
「1年」 ⇒ 小学部・中学部・高等部の新1年生（4月入学）



【あ〜か】

五十音	品名	備考	対象=○ 非対象=×	請求経費	寄宿舎 生のみ 対象	対象者	分類
あ	雨かっぱ	通学用	○	学用・通学用品		全学年	雨具
				新入学		1年	雨具
い	衣装ケース		○	日用品等	寄宿○	全学年	生活必需品その他
	糸（衣料補修用）		○	日用品等	寄宿○	全学年	衣料補修用品
	糸（教材）	授業等の学習材料	○	学用・通学用品		全学年	実習材料
	衣服	学校に予備として置く衣服も対象外	×				
	イヤーマフ		×				
	医薬品類		×				
う	上靴		○	学用・通学用品		全学年	上靴
				新入学		1年	上靴・通学用靴
	上履き（寄宿舎用）		○	日用品等	寄宿○	全学年	生活必需品その他
え	運動靴	体育授業用	○	学用・通学用品		全学年	体育用品
				新入学		1年	
	絵の具・筆	授業用	○	学用・通学用品		全学年	学用品
				新入学		1年	学用品
	エプロン・スモック（寄宿舎用）	寄宿舎での食事の際に必要と認められるとき	○	日用品等	寄宿○	全学年	生活必需品その他
	エプロン・スモック（給食用）	給食用	○	学用・通学用品		全学年	その他
				新入学		1年	その他の学用品
	エプロン・スモック（作業・実習用）	学校の授業で使用するものに限る	○	学用・通学用品		全学年	実験・実習用の材料・作業衣等
か				新入学		1年	実験・実習用の材料・作業衣等
	エプロン・スモック（手作り）等の材料	布・ボタン等	○	学用・通学用品		全学年	その他
				新入学		1年	その他の学用品
	えんぴつ・ペン		○	学用・通学用品		全学年	学用品
				新入学		1年	学用品
	おしぼり（手洗い指導用）	学習指導上必要と認められる場合のみ	○	学用・通学用品		全学年	その他
				新入学		1年	その他の学用品
	お菓子		×				
か	カゴ・バッグ	授業用	○	日用品等		全学年	その他
				学用・通学用品		全学年	その他
	傘	通学用	○	学用・通学用品		全学年	雨具
				新入学		1年	雨具
	かっぱ	通学用	○	学用・通学用品		全学年	雨具
				新入学		1年	雨具
	カッター	授業用	○	学用・通学用品		全学年	学用品
				新入学		1年	学用品
か	カットソー等の衣類		×				
	家庭科用材料(布・裁縫道具等)	授業・実習用	○	学用・通学用品		全学年	実験・実習用の材料・作業衣等
				新入学		1年	実験・実習用の材料・作業衣等
	かばん・リュック	通学用	○	学用・通学用品		全学年	その他
				新入学		1年	その他の通学用品
	カバン（手作り）等の材料	通学用	○	学用・通学用品		全学年	その他の通学用品
				新入学		1年	その他の通学用品

【き～し】

五十音	品名	備考	対象＝○ 対象外＝×	請求経費	寄居生のみ 対象	対象学年	分類
き	切手		○	日用品等	寄宿○	全学年	通信用品
	巾着袋	実習用エプロン・給食用エプロン 等収納用	○	学用・通学用品 新入学		全学年 1年	
く	薬・常備薬		×				
	靴（通学用）	夏用・冬用	○	学用・通学用品 新入学		全学年 1年	通学用靴 上靴・通学用靴
	靴（上靴）		○	学用・通学用品 新入学		全学年 1年	上靴 上靴・通学用靴
	靴下		○	日用品等	寄宿○	全学年	下着類
	車いす		×				
	クリーニング代		×				
	クレヨン・色鉛筆	授業・学習用	○	学用・通学用品 新入学		全学年 1年	学用品 学用品
	軍手（作業用）	実習・授業用	○	学用・通学用品		全学年	実験・実習用の材 料・作業衣等
け	消しゴム		○	学用・通学用品 新入学		全学年 1年	学用品 学用品
	化粧品、クリーム等		×				
こ	工作用材料(色紙・プラスチック板等)		○	学用・通学用品		全学年	実験・実習用の材 料、作業衣等
	紅白帽		○	学用・通学用品 新入学		全学年 1年	体育用品 体育用品
	コート	通学用	○	学用・通学用品 新入学		全学年 1年	上着類 上着
	コップ（歯磨き用）	寄宿舎用	○	日用品等	寄宿○	全学年	生活必需品その他
	コップ（学校での歯磨き指導用）	学習指導上必要と認められる場合 のみ	○	学用・通学用品 新入学		全学年 1年	体育用品 体育用品
	コンタクトレンズ		×				
さ	財布	校外学習用	○	学用・通学用品 新入学		全学年 1年	その他 その他の学用品
	三角巾（寄宿舎用）	寄宿舎での食事の際に必要と認められると き	○	日用品等	寄宿○	全学年	生活必需品その他
	三角巾（給食用）		○	学用・通学用品 新入学		全学年 1年	その他 その他の学用品
	雑誌（週刊誌・月刊誌）	寄宿舎在舎中のみ対象	○	日用品等	寄宿○	全学年	厚生修養費
	サンダル（プール用）	プール学習に必要な場合のみ	○	学用・通学用品		全学年	体育用品
し	シーツ		○	日用品等 寝具購入	寄宿○ 寄宿○	全学年 全学年	寝具カバー類 寝具カバー類
	下敷き		○	学用・通学用品 新入学		全学年 1年	学用品 学用品
	下着類（学校着換用）	学校に予備として置く衣服も対象外	×				
	下着類（寄宿舎用）	寄宿舎で使用するもの	○	日用品等		全学年	下着類
	辞典	授業で使用するもののみ対象、家 庭学習用は対象外	○	学用・通学用品 新入学		全学年 1年	副読本等 副読本等
	シャンプー・リンス	寄宿舎で使用するもの	○	日用品等	寄宿○	全学年	洗面用化粧品
	食器・スプーン等 (寄宿舎用・特殊なもの)	寄宿舎の食器等で対応できない場合の み対象	○	日用品等	寄宿○	全学年	生活必需品その他
	食器・スプーン等 (給食用・特殊なもの)	学校の食器等で対応できない場合 のみ対象	○	学用・通学用品 新入学		全学年 1年	その他 その他の学用品
	ジャージ	体育授業・体力づくり用のみ対象	○	学用・通学用品 新入学		全学年 1年	体育用品 体育用品
	ジャンパー	通学用	○	学用・通学用品 新入学		全学年 1年	上着類 上着
	シャツ（肌着・下着）		○	日用品等		全学年	下着

【し〜と】

五十音	品名	備考	対象＝○ 対象外＝×	請求経費	寄宿舎生 のみ対象	学年	分類
し	シャツ・ブラウス・カットソー等の衣服		×				
	ジュース（飲料用）		×				
	消臭剤・防虫剤等		×				
	新聞	寄宿舎在舎中のみ対象、帰省中は非対象。	○	日用品等	寄宿○	全学年	厚生修養費
す	水泳帽	プール学習用	○	学用・通学用品		全学年	体育用品
	水筒	遠足・校外学習用	○	学用・通学用品 新入学		全学年 1年	その他 その他の学用品
	スキー	そり・スキー学習用	○	学用・通学用品		全学年	体育用品
	ストッキング	寄宿舎用	○	日用品等	寄宿○	全学年	下着類
	ズボン等の衣服		×				
せ	生理用品	寄宿舎用	○	日用品等	寄宿○	全学年	保健衛生費
	石けん	寄宿舎用	○	日用品等	寄宿○	全学年	洗面用雑品
	洗面器	寄宿舎用	○	日用品等	寄宿○	全学年	洗面用雑品
	洗濯用洗剤類	寄宿舎用	○	日用品等	寄宿○	全学年	保健衛生費
	洗濯用ネット・物干し	寄宿舎用	○	日用品等	寄宿○	全学年	保健衛生費
	整髪料、制汗剤		×				
そ	そうきん		○	学用・通学用品			
	装具（イヤーマフ・靴・眼鏡等を含む）		×				
た	タイツ		○	日用品等	寄宿○	全学年	下着類
	タイマー		×				
	タオルケット	寄宿舎用	○	寝具	寄宿○	全学年	寝具
	タオル	寄宿舎用	○	日用品等	寄宿○	全学年	洗面用雑品
	タオル（手洗い指導用）	学習指導上必要と認められる場合。	○	学用・通学用品 新入学		全学年 1年	その他 その他の学用品
	短パン	体育・体力づくり用のみ対象	○	学用・通学用品 新入学		全学年 1年	体育用品 体育用品
ち	ちりかみ		○	日用品等	寄宿○	全学年	保健衛生費
っ	爪切り	寄宿舎生活用	○	日用品等	寄宿○	全学年	保健衛生費
て	ティッシュペーパー		○	日用品等	寄宿○	全学年	保健衛生費
			×	学用・通学用品			
	Tシャツ（体育授業用）	体育・体力づくり用のみ対象	○	学用・通学用品 新入学		全学年 1年	体育用品 体育用品
	Tシャツ（下着用）	下着として使用するもののみ対象	○	日用品等	寄宿○	全学年	下着類
	テープ		○	学用・通学用品 新入学		全学年 1年	学用品 学用品
	手袋（冬用・授業用）	そり・スキー学習用	○	学用・通学用品		全学年	体育用品
	手袋（通学用）		○	新入学 学用・通学用品		1年 全学年	小物類 小物類
と	道具箱	学習用	○	学用・通学用品 新入学		全学年 1年	体育用品 体育用品
	時計		×				
	トレーニングパンツ	体育・体力づくり用のみ対象	○	学用・通学用品 新入学		全学年 1年	体育用品 体育用品

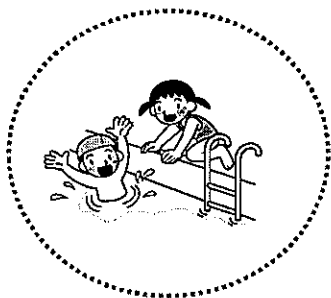


【な～ほ】

	品名	備考	対象＝○ 対象外＝×	請求経費	寄宿舍生 のみ対象	学年	分類
な	長靴（作業学習用）		○	学用・通学用品 新入学		全学年 1年	実験・実習用の材 料・作業衣等 上靴・通学用靴
	長靴（通学用）		○	学用・通学用品 新入学		全学年 1年	通学用靴 上靴・通学用靴
	名札		○	学用・通学用品 新入学		全学年 1年	その他 その他の通学用品
	ナフキン（給食用）		○	学用・通学用品 新入学		全学年 1年	その他 その他の学用品
	名前ラベル	布用	○	日用品等	寄宿○	全学年	衣料補修用品
	名前シール		○	学用・通学用品 新入学		全学年 1年	その他 その他の学用品
に	入浴用品	寄宿舍用	○	日用品等	寄宿○	全学年	保健衛生費
の	ノート（学習用）		○	学用・通学用品 新入学		全学年 1年	学用品 学用品
	ノート（連絡帳用）		×				
	のり		○	学用・通学用品 新入学		全学年 1年	学用品 学用品
は	はがき		○	日用品等	寄宿○	全学年	通信用品
	はさみ		○	学用・通学用品 新入学		全学年 1年	学用品 学用品
	バスタオル	寄宿舍用	○	日用品等	寄宿○	全学年	洗面用雑品
	バスタオル・タオル （プール学習用）	プール学習用	○	学用・通学用品 新入学		全学年 1年	体育用品 体育用品
	歯ブラシ（寄宿舍用）		○	日用品等	寄宿○	全学年	洗面用雑品
	歯ブラシ（歯磨き指導用）	指導上必要と認められる場合のみ	○	学用・通学用品 新入学		全学年 1年	その他 その他の学用品
	歯磨き粉	寄宿舍用のみ	○	日用品等	寄宿○	全学年	洗面用雑品
	歯磨き用コップ	寄宿舍用のみ	○	日用品等	寄宿○	全学年	洗面用雑品
	バック（ビニール製）	プール学習用	○	学用・通学用品		全学年	体育用品
	針		○	日用品等	寄宿○	全学年	衣料補修用品
	パジャマ	寄宿舍用	○	日用品等	寄宿○	全学年	下着類
	ハンカチ（寄宿舍用）		○	日用品等	寄宿○	全学年	保健衛生費
	ハンカチ（手洗い指導用）	指導上必要と認められる場合のみ	○	学用・通学用品 新入学		全学年 1年	その他 その他の学用品
	パンツ	寄宿舍用	○	日用品等	寄宿○	全学年	下着類
ひ	美術用材料(スケッチブック等)		○	新入学		1年	実験・実習用の材 料、作業衣等
	便せん・封筒		○	日用品等	寄宿○	全学年	通信用品
ふ	布団		○	寝具	寄宿○	全学年	寝具
	布団カバー		○	日用品等 寝具	寄宿○ 寄宿○	全学年 全学年	寝具 寝具
	布団クリーニング代		×				
	筆箱・ペンケース		○	学用・通学用品 新入学		全学年 1年	学用品 学用品
	プール用うきわ	プール学習用	○	学用・通学用品 新入学		全学年 1年	体育用品 学用品
	プール用サンダル	プール学習用	○	学用・通学用品 新入学		全学年 1年	体育用品 学用品
	プール用ビニールバック	プール学習用	○	学用・通学用品 新入学		全学年 1年	体育用品 学用品
	プール用バスタオル・タオル	プール学習用	○	学用・通学用品 新入学		全学年 1年	体育用品 学用品
	ブラウス等の衣類		×				
	ブラジャー		○	日用品等	寄宿○	全学年	下着類

【へ〜わ】

五十音	品名	備考	対象＝○ 対象外＝×	請求経費	寄宿舎生 のみ対象	学年	分類
へ	ヘッドホン		×				
	ベルト		×				
ほ	補修用布		○	日用品等	寄宿○	全学年	衣料補修用品
	芳香剤、消臭剤等		×				
	補装具（イヤーマフ・靴・眼鏡等を含む）		×				
	補聴器等		×				
	ポーチ	校外学習用	○	学用・通学用品 新入学		全学年 1年	その他 その他の学用品
	ボタン・ファスナー		○	日用品等	寄宿○	全学年	衣料補修用品
	帽子（そり・スキー授業用）		○	学用・通学用品		全学年	体育用品
	帽子（通学用）		○	学用・通学用品		全学年	小物類
			○	新入学		1年	小物類
	ボディソープ	寄宿舎用	○	日用品等	寄宿○	全学年	洗面用雑品
ま	枕、枕カバー		○	日用品等 寝具	寄宿○ 寄宿○	全学年 1年	その他 寝具
	漫画		×				
	マフラー		○	学用・通学用品 新入学		全学年 1	小物類 小物類
み	水着	プール学習用	○	学用・通学用品		全学年	体育用品
め	眼鏡		×				
も	毛布		○	寝具	寄宿○	1年	寝具
り	理髪代	寄宿舎在舎中のみ対象	○	日用品等	寄宿○	全学年	保健衛生費
	理髪代（帰省中）		×				
	リュック（通学用）	通学で使用しているもの	○	学用・通学用品 新入学		全学年 1年	その他 その他の学用品
	リュック	遺失・校外学習用	○	学用・通学用品 新入学		全学年 1年	その他 その他の学用品
れ	練習帳・学習帳	授業で使用するもののみ対象、家庭学習用は対象外	○	学用・通学用品		全学年	副読本等
			○	新入学		1年	副読本等
	連絡帳		×				
わ	レインコート	通学用	○	学用・通学用品 新入学		全学年 1年	雨具 雨具
	ワークブック	授業で使用するもののみ対象、家庭学習用は対象外	○	学用・通学用品 新入学		全学年 1年	副読本等 副読本等



令和6年2月現在の制度内容です

※限度額に變更があった場合はお知らせします。

就学奨励費支給対象経費一覧

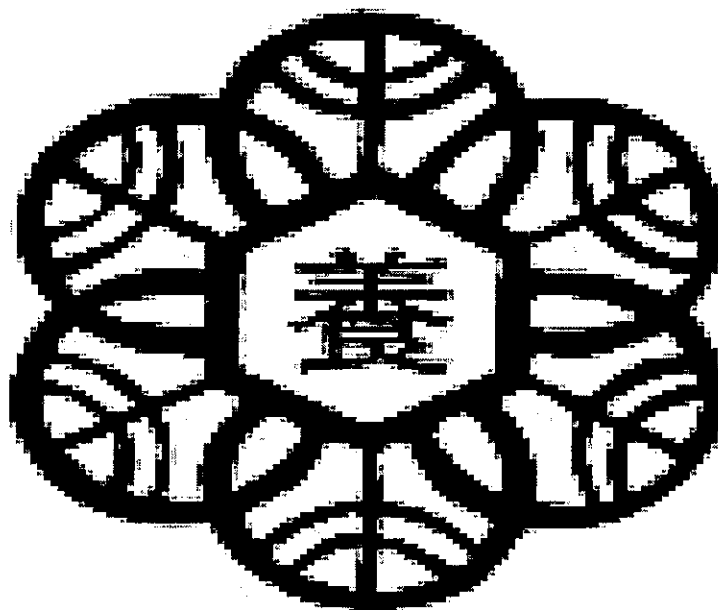
経 費 区 分	小学部			中学部			高等部			限度額・限度数			備 考
	I	II	III	I	II	III	I	II	III	小学部	中学部	高等部	
寝具購入費(寄宿舎)	実費	実費1/2	-	実費	実費1/2	-	実費	実費1/2	-	5,510円	5,510円	5,510円	
日用品等購入費(寄宿舎)	実費	実費1/2	-	実費	実費1/2	-	実費	実費1/2	-	141,560円	141,560円	141,560円	
学用品等購入費	実費	実費1/2	-	実費	実費1/2	-	実費	実費1/2	-	11,640円	22,740円	32,270円	
新入学児童・生徒学用品費等	実費	実費1/2	-	実費	実費1/2	-	実費	実費1/2	-	51,110円	60,980円	60,980円	生活保護受給者は調整して支給
学校給食費	実費	実費1/2	-	実費	実費1/2	-	実費	実費1/2	-	-	-	-	
通学費(本人)	実費	実費	実費	実費	実費	実費	実費	実費	実費	-	-	-	
通学費(付添人)	実費	実費	実費	実費	実費	実費	実費	実費	実費	-	-	-	小学1～3年及び重度・重複児対象
帰省費(本人)	実費	実費	実費	実費	実費	実費	実費	実費	実費	往復39回 (片道78回)	往復39回 (片道78回)	往復39回 (片道78回)	
帰省費(付添人)	実費	実費	実費	実費	実費	実費	実費	実費	実費	往復39回 (片道78回)	往復39回 (片道78回)	往復39回 (片道78回)	小学部・中学部及び重度・重複児対象
職場実習交通費	-	-	-	実費	実費	実費1/2	実費	実費	実費1/2	-	-	-	
交流学習費	実費	実費	実費1/2	実費	実費	実費1/2	実費	実費	実費1/2	-	-	-	
食費(寄宿舎)	実費	実費1/2	-	実費	実費1/2	-	実費	実費1/2	-	148,850円	148,850円	139,750円	
修学旅行費(本人)	実費	実費1/2	-	実費	実費1/2	-	実費	実費1/2	-	21,580円	57,720円	107,810円	
修学旅行費(付添人)	実費	実費1/2	-	実費	実費1/2	-	実費	実費1/2	-	33,730円	82,850円	155,760円	常時付添の重度・重複児対象
校外活動等参加費(本人)	実費	実費1/2	-	実費	実費1/2	-	実費	実費1/2	-	18,580円	24,660円	24,820円	
校外活動等参加費(付添人)	実費	実費1/2	-	実費	実費1/2	-	実費	実費1/2	-	27,870円	36,980円	37,220円	小学1～3年及び重度・重複児対象
職場実習費(宿泊費)	-	-	-	-	-	-	実費	実費1/2	-	-	-	7,520円	
ICT機器購入費	-	-	-	-	-	-	実費	実費	実費	-	-	50,930円	授業において使用するICT機器購入費
オンライン学習通信費	実費	-	-	実費	-	-	実費	-	-	14,000円	14,000円	14,000円	学校がオンライン学習を行った際に 支給対象になります。

※ 表中の「I」「II」「III」は、別にお知らせします支弁区分です。

※ 表中の限度額は、I区分で「実費1/2」となっているものは、限度額も半額となります。

※ オンライン学習通信費は通信費、モバイルルーター購入費又はレンタル費に係る経費について支給します。ただし、オンライン学習を行った場合のみ支給になります。

※ オンライン学習を行わない場合は支給対象とはなりません。



「就学奨励費のしおり」の内容は、令和6年2月現在の制度内容をもとに掲載しています。
特別支援教育就学奨励費について御不明な点につきましては、
北海道七飯養護学校事務室 就学奨励費担当者 までお問い合わせください。

北海道七飯養護学校

住所:〒041-1112

北海道亀田郡七飯町鳴川5丁目21番1号

電話:(0138)65-7004

FAX:(0138)65-7004